

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 5 月 30 日

佐賀県公安委員会委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第 2 号

取消処分者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

取消処分者講習の実施に関する規則（平成 2 年佐賀県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(講習の区分)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第 1 項の四輪車飲酒取消講習及び二輪車飲酒取消講習とは、<u>運転免許の拒否若しくは取消し又は運転の禁止の処分（以下「免許の取消し等処分」という。）を受けた者</u>で、次のいずれかに該当するものに対して行う講習をいう。</p> <p>(1) <u>免許の取消し等処分</u>に係る累積点数（道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 33 条の 2 第 3 項に規定する累積点数をいう。）の中に、<u>酒気帯び運転、酒酔い運転又は危険運転致死傷の犯罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反による点数が含まれている者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(講習終了証書の交付)</p> <p>第 7 条 公安委員会又は指定講習機関は、講習を終了した者に対し、<u>取消処分者講習終了証書（様式第 2 号）</u>を交付するものとする。</p> <p>別表（第 4 条関係）</p> <p>(四輪車講習)</p>	<p>(講習の区分)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第 1 項の四輪車飲酒取消講習及び二輪車飲酒取消講習とは、<u>法第 96 条の 3 第 1 項に規定する取消処分者等又は同条第 2 項に規定する準取消処分者等</u>で、次のいずれかに該当するものに対して行う講習をいう。</p> <p>(1) <u>運転免許の取消処分</u>に係る累積点数（道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 33 条の 2 第 3 項に規定する累積点数をいう。）の中に、<u>酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第 2 条から第 4 条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反による点数が含まれている者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(講習終了証明書の交付)</p> <p>第 7 条 公安委員会又は指定講習機関は、講習を終了した者に対し、<u>取消処分者講習終了証明書（様式第 2 号）</u>を交付するものとする。</p> <p>別表（第 4 条関係）</p> <p>(四輪車講習)</p>

改正前			改正後		
日	講習科目	講習細目	日	講習科目	講習細目
第1日目	略		第1日目	略	
	性格と運転の概説	スライド等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。		性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。
	略			略	
	運転技能の診断	1 略 2 路上又は場内での技能診断 3・4 略		運転技能の診断	1 略 2 道路又はコースでの技能診断 3・4 略
第2日目	略		第2日目	略	
	路上又は場内での技能診断	技能診断と同じ4人のメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおりである。 1～3 略		道路又はコースでの技能診断	技能診断と同じ4人のメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおりである。 1～3 略
	安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 路上又は場内訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略		安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略
	略			略	
(二輪車講習)			(二輪車講習)		
日	講習科目	講習細目	日	講習科目	講習細目
第1日目	略		第1日目	略	
	運転技能の診断(1 1)	1 略 2 場内での技能診断 3 略		運転技能の診断(1 1)	1 略 2 コースでの技能診断 3 略
	性格と運転の	スライド等により、性格特徴が運転の仕方		性格と運転の	視聴覚教材により、性格特徴が運転の仕方

改正前			改正後			
	概説	に表れる可能性のあることを示唆する。		概説	に表れる可能性のあることを示唆する。	
	運転技能の診断(1 2)	1 場内での技能診断 2・3 略		第2日目	運転技能の診断(1 2)	1 コースでの技能診断 2・3 略
	略				略	
第2日目	略		第2日目	略		
	安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 場内訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略		第2日目	安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 コースでの訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略
	略				略	
(四輪車飲酒取消講習)			(四輪車飲酒取消講習)			
日	講習科目	講習細目	日	講習科目	講習細目	
第1日目	略		第1日目	略		
	性格と運転の概説	スライド等により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。		第1日目	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。
	運転技能の診断	1 略 2 路上又は場内での技能診断 3・4 略			第1日目	運転技能の診断
略			略			
第2日目	略		第2日目	略		
	路上又は場内での技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じコースを走る。走行前の助言は、次のとおりである。 1～3 略		第2日目	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおりである。 1～3 略

改正前			改正後		
	安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 路上又は場内訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略		安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略
	略			略	
(二輪車飲酒取消講習)			(二輪車飲酒取消講習)		
日	講習科目	講習細目	日	講習科目	講習細目
第1日目	略		第1日目	略	
	性格と運転の概説	スライド等により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。		性格と運転の概説	視聴覚教材により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。
	運転技能の診断(1)	1 略 2 場内での技能診断 3 略		運転技能の診断(1)	1 略 2 コースでの技能診断 3 略
	略			略	
第2日目	略		第2日目	略	
	安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 場内訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略		安全運転実行のための指導・助言	1 略 2 コースでの訓練結果から改善されたものと引き続き今後も気を付けるべき事柄を指摘する。 3・4 略
	略			略	

改正前

様式第 2 号 (第 7 条関係)

第 号

写 真

貼 付

押 出 し

スタンプ

取消処分者講習終了証書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日

あなたは、道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号の規定  
に基づく取消処分者講習を終了したことを証します。

年 月 日

印

改正後

様式第 2 号 (第 7 条関係)

第 号

写 真

貼 付

押 出 し

スタンプ

取消処分者講習終了証明書

住 所  
氏 名  
生年月日

上記の者は、 年 月 日道路交通法第 108 条の  
2 第 1 項第 2 号の規定に基づく取消処分者講習を終了した  
者であることを証明する。

年 月 日

印

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。